

# 福岡県公報

平成20年9月10日  
第2872号

## 目次

### 告示(第1456号 - 第1472号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	1
電線共同溝整備道路の指定	(道路維持課)	.....	1
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....	1
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....	2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	3
公共測量の実施	(県土整備総務課)	.....	3
県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	.....	4
大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	.....	4
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	.....	5
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	.....	5
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	.....	5
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	6
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	6
土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	.....	6
雑報			
危険物取扱者試験の実施	(消防防災課)	.....	7

## 告示

### 福岡県告示第1456号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成20年9月10日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
宗像市赤間3丁目241番1及び241番4から241番8まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
宗像市徳重1丁目19番8号  
林 廣

### 福岡県告示第1457号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成20年9月10日

福岡県知事 麻生 渡

所管土木事務所名	道路の種類	路線名	区間
久留米土木事務所	県道	一丁田久留米線 停車場	久留米市中央町1番1先から 同市中央町2番48先まで

### 福岡県告示第1458号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年9月10日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成20年8月7日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人 西日本建設技術ネット

## (2) 代表者の氏名

齋藤 雄三

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区箱崎5丁目11番3-801号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の市民・団体等に対して、生活の安全・安心の一つの要素として、健全で持続可能な社会基盤の整備に向けて、制度的にも公正かつ適正な建設技術の運用と展開のできる社会環境を確立することを目的とする。

福岡県告示第1459号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年9月10日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成20年8月8日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人ティーノフットボールアカデミー

## (2) 代表者の氏名

進藤 亘

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市西区大字元岡2639番地

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、子供たちをはじめ広く市民に対して、サッカー学校の運営やスポーツイベントに関する企画運営等のスポーツの普及に関する事業を行うことで、地域におけるスポーツ機会の増進をはかり、もってスポーツの振興に貢献することを目的とする。

福岡県告示第1460号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年9月10日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成20年8月8日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人福岡さくらの会

## (2) 代表者の氏名

白土 宏

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目1番33号 はかた近代ビル6F 財団法人福岡緑進協会内

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡県民にたいして、国花である「さくら」を愛する心を広く県民に呼びかけその恒久的な保存、育成及び普及により「さくら」による国土の美化をはかることに関する事業を行い、県民の明朗高雅なる精神を昂揚し「さくら」を通じて国際親善に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1461号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年9月10日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
前原	県道	前原線	前	前原市大字白糸830番4先から 同市大字白糸829番4先まで	41.5 ～ 78.5	71.0
			後	同上	37.0 ～ 47.5	71.0

福岡県告示第1462号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年9月10日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延長(メ ートル)	備 考
			前	前原市大字泊1276番1先から 同市波多江駅北2丁目1番21先まで	7.5 ～ 35.0	1,965.6	うち一般国道202号重用延長110.0メートル

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
前原	県道	津和崎線	前	同上	8.8 ～ 50.0	2,009.0	うち一般国道202号重用延長575.0メートル
			後	同上	7.5 ～ 37.0	1,965.6	うち一般国道202号重用延長110.0メートル
			後	同上	8.8 ～ 50.0	2,009.0	うち一般国道202号重用延長575.0メートル

福岡県告示第1463号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年9月10日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡粕屋町大字原町字大池216 - 1及び216 - 44から216 - 46まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
糟屋郡粕屋町大字原町389番地  
青木 勝浩

福岡県告示第1464号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年9月10日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市小倉南区蛸田若園二丁目	平成20年8月30日から 平成20年10月30日まで

福岡県告示第1465号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成20年9月10日

福岡県知事 麻 生 渡

換 地 処 分 を し た 地 域	換 地 処 分 年 月 日
築上郡築上町大字小山田及び大字広末 (下小山田地区)	平成20年9月8日

福岡県告示第1466号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成20年9月10日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 届出年月日  
平成20年8月28日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名 称 (仮称) Hilltop Terrace

(2) 所在地 福岡県遠賀郡水巻町頃末南二丁目1088番1 外

- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏 名 又 は 名 称	住 所
豊田通商株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目9番8号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏 名 又 は 名 称	住 所
株式会社サンリブ	福岡県北九州市小倉北区金田一丁目3番33号
ダイキ株式会社	愛媛県松山市美沢一丁目9番1号
未定	

- 4 大規模小売店舗を新設する日  
平成21年4月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
23,671平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収 容 台 数 ( 台 )
福岡県遠賀郡水巻町頃末南二丁目1088番1 外	1,587

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収 容 台 数 ( 台 )
福岡県遠賀郡水巻町頃末南二丁目1088番1 外	535

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷 さ ば き 施 設 の 位 置	面 積 ( 平 方 メートル )
福岡県遠賀郡水巻町頃末南二丁目1088番1 外	789.5

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
福岡県遠賀郡水巻町頃末南二丁目1088番1 外	190.05

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社サンリブ、ダイキ株式会社	午前7時	午後12時
未定	午前7時	午後12時 (一部、午前3時)

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前6時30分～午前3時30分

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

13ヶ所 福岡県遠賀郡水巻町頃末南二丁目1088番1 外

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

福岡県告示第1467号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年9月10日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和61年1月17日農林水産省告示第93号

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1468号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年9月10日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和61年4月23日農林水産省告示第616号（1に係るものに限る。）

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び二丈町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1469号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年9月10日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和61年4月23日農林水産省告示第617号（1に係るものに限る。）

## 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び二丈町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1470号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年9月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年9月10日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	添田線 赤池線	田川郡福智町赤池474番5先から 同郡同町赤池474番118先まで

福岡県告示第1471号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年9月10日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

田川	県道	赤池線	前	田川郡福智町神崎1630番4 先から 同郡同町神崎1684番1先まで	5.7 ~ 9.4	37.0
			後	同上	9.2 ~ 9.7	

福岡県告示第1472号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年9月10日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 起業者の名称  
嘉麻市
- 2 事業の種類  
嘉麻市庁舎駐車場整備事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
福岡県嘉麻市上臼井字コタロヲ地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について  
本件事業は、土地収用法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
  - (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について  
本件事業の起業者である嘉麻市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成20年度一般会計予算及び平成20年度一般会計補正予算により既に財源措置を

講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、嘉麻市が嘉麻市上臼井字コタロヲ地内において、嘉麻市庁舎に隣接する土地を取得して庁舎駐車場の整備を行うものである。

嘉麻市は、平成18年3月27日に旧山田市、旧碓井町、旧稲築町及び旧嘉穂町の合併によって新たに誕生し、旧碓井町庁舎を嘉麻市本庁舎として利用して業務を遂行している。

現在、嘉麻市本庁舎には、合併前よりも多くの市民等が来庁しており、駐車場の利用に支障を来している。また、職員が31名増加したこと、通勤距離が長くなったことなどに伴い、自家用車を利用して通勤する職員が増加し、職員駐車場も不足している。

このような駐車場不足の問題は、来庁者に不便をかけているだけでなく、交通上の危険の増大をもたらす、周辺住民の生活環境の障害となっている

ア 本件事業の施行により得られる利益については、来庁者の利便性の向上が図られ、地域住民に対する行政サービスの向上、公共の福祉増進への寄与に相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、住民の利便性・安全性、工事の難易度、事業費の面等から3案について検討を行ったうえで、住民の利便性・安全性が高く、最小限の造成工事で済み、事業費が少ないなど、社会的、技術的、経済的に優れる案を採用している。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、来庁者に不便をかけているだけでなく、交通上の危険の増大をも

たらし、周辺住民の生活環境の障害となっていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、嘉麻市から申請のあった嘉麻市庁舎駐車場整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

嘉麻市役所（総務課）



消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき福岡県知事から委任された危険物取扱者試験について、次のとおり公示する。

平成20年9月10日

財団法人消防試験研究センター 理事長 白谷 祐二

1 試験種類

甲種、乙種（第一類、第二類、第三類、第四類、第五類、第六類）及び丙種

2 試験地、実施試験会場、実施年月日

試験地	実施試験会場	実施年月日
北九州	北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8 九州共立大学	
太宰府	太宰府市五条3-10-10 福岡医療福祉大学 福岡経済大学隣接	

大牟田	大牟田市大字草木852 大牟田高等学校	平成20年11月23日(日曜日) 午前10時から
久留米	久留米市御井町1635 久留米大学御井学舎	
飯塚	飯塚市柏の森11-6 近畿大学産業理工学部	
苅田	京都郡苅田町新津1-11-1 西日本工業大学	

## 3 受験申請期間及び受験申請先

受験申請期間	受験申請先	摘要
平成20年9月18日から 平成20年10月3日まで	福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階 (財)消防試験研究センター福岡県支部	午前10時から 午後4時まで

郵送は、平成20年10月3日までの消印のあるものに限る。

郵便番号 812-0034 福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階  
(財)消防試験研究センター福岡県支部

## 4 受験願書等の配置場所

(財)消防試験研究センター福岡県支部及び福岡県内各消防本部

## 5 問い合わせ先

(財)消防試験研究センター福岡県支部 電話 092-282-2421